令 7 共同参画第 178 号
令和７年(2025 年)11 月 28 日

山口県男女共同参画推進連携会議
構成団体の長　様

山口県環境生活部男女共同参画課長

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更について（通知）

本県の男女共同参画行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり内閣府男女共同参画局長より通知がありました。

貴会におかれましては、基本方針（変更）の趣旨を踏まえ、より一層の連携や必要な取組の推進に御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

山口県環境生活部男女共同参画課：岡村
〒753-8501 山口市滝町１－１
Tel:083(933)2630　　Fax:083(933)2639
e-mail:a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

府 共 1272 号
令和７年 11 月 25 日

都道府県知事
各　　　　　　　　殿
政令指定都市市長

内閣府男女共同参画局長

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更について（通知）

平素より女性の活躍推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）において、政府は、法第５条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、都道府県及び市町村は、法第６条により、基本方針等を勘案して、当該地方公共団体の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）を定めるよう努めることとされています。

このたび、基本方針を下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

都道府県知事におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）、関係機関・団体及び住民に対して、政令指定都市市長におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、その内容を広く周知いただくとともに、変更後の基本方針を踏まえて、推進計画の策定・変更を進めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１　趣旨

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第63 号。以下「改正法」という。）により、女性の職業生活における活躍の推進は、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が法の基本原則において明確化されたことなどに伴い、基本方針を変更する。

２　主な変更内容

（１）女性の健康上の特性に係る取組の追記

改正法により、女性の職業生活における活躍の推進は、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が法の基本原則において明確化されたことを踏まえ、女性が働きやすい職場環境を整備するために、第１部の事業主の取組に必要な視点、第２部の事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点及び第３部の女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に、女性の健康上の特性について理解を深めるための取組を追記。

（２）ハラスメント対策の追記

改正法により、法の基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策が位置付けられたことを踏まえ、第３部の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の一つとして「就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置」を新たに位置付け、職場におけるハラスメント対策の取組を追記。

（３）法の施行後の進捗を踏まえ、記載事項の時点更新等を行うもの。

以上

【本件問合せ先】
内閣府男女共同参画局推進課女性活躍推進担当
メール：g.josei.p6f@cao.go.jp
電話：03-6257-1360